



長野県農政部長

小林 茂樹 様

農地等利用最適化推進施策
に関する改善意見書

農業委員会等に関する法律第53条に基づき
別添のとおり改善意見を提出します。

令和6年3月26日

長野県農業委員会ネットワーク機構

一般社団法人長野県農業会議

会長 望月 雄内



令和5年度 農地等利用最適化推進施策に関する改善意見

農業委員会組織では、「担い手への農地の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」の3つを柱に農地利用の最適化活動に取り組んでいる。

こうした中、我が国の農業・農村は、担い手の減少と高齢化、遊休農地の増加などの構造的な課題に加え、ウクライナ情勢等による世界的な食料需給の変化、飼料、肥料、生産資材等の価格の高止まり、脱炭素社会の構築、デジタル化への対応などの様々な課題に直面している。

このため、政府は、食料安全保障の強化を図るとともに、山積する諸課題の解決に向け、今通常国会に「食料・農業・農村基本法の一部改正案」及び関連法案を提出し、食料の安定供給の実現に向け、農地の確保・適正利用等を進めるとしている。

現在、県内の市町村では、それぞれの地域で将来に残す農地の明確化、担い手への農地の集積・集約化、多様な担い手の確保など、農業・農村を次の世代に確実に継承していくための指針となる「地域計画」の策定に向け、地域の話し合いが始まっており、農業委員会では、「地域計画」に必要な、将来の農地の担い手を示す「目標地図」の素案の作成や、地域での話し合いへの参加などに精力的に取り組んでいる。

本県農業は、県全体の人口減少とともに、農業現場では基幹的農業従事者の6割近くが70歳以上の農業者が占めるなど、急激な高齢化が進んでおり、これまでに経験したことのない農業者の減少が目前に迫っている。

このため、農業委員会組織は、県、市町村、JAグループなど、農業関係機関・団体と緊密に連携し、「地域計画」の作成・実践を柱とした農地利用の最適化活動に全力で取り組んでいく必要がある。

今回、農地利用最適化の取組をより効率的・効果的に推進していくため、長野県農業委員会ネットワーク機構の業務を通じて得た知見に基づき、下記のとおり改善意見を取りまとめたので、農業委員会等に関する法律第53条に基づき提出する。

記

1 担い手への農地の集積・集約化

(1) 地域計画、目標地図素案の策定に係る支援の強化、地域計画の区域内的農地転用について

令和4年度に、地域振興局農業農村支援センターに支援チームを設置し、市町村を支援いただいているが、マンパワー不足などから、「地域計画」の策定に向けた話し合いなどの取組に地域差が生じていることから、地域の実情に応じた支援を、さらに強化されたい。

(2) 地域の実態に即した目標設定の実現

地域計画を真に実効性のあるものにしていくためには、目標設定が適切に行われる必要がある。

このため、令和6年に予定されている農業経営基盤強化促進法に基づく県基本方針の目標設定（担い手への農地の集積・集約化）に当たっては、地域の実情を十分に勘案し達成可能な目標を設定するとともに、市町村基本構想が地域の実態に合ったものとなるよう的確な支援・助言を行われたい。

(3) 樹園地の経営継承への支援

本県の果樹産地として生産力の維持・強化を図るため、樹園地の経営継承は大変重要な課題である。

このため、中心的経営体及び新規参入を目指す者に対し経営継承が円滑に進むよう、新規就農者の育成・耕作放棄地の再生利用の取組など、県内外の優良事例を県内に横展開するための支援を行われたい。

また、個人経営体による樹園地の経営継承が難しい地域においては、集落・組合等が受け皿となって継承を進めるためのノウハウが必要となるため、先進地の取組の情報提供や地域の取組への支援を行われたい。

2 遊休農地の発生防止・解消

(1) 遊休農地対策の支援強化について

遊休農地再生活用を図るため、小規模な遊休農地を、簡易に再生できる事業を創設するとともに、基盤整備、受け皿組織の育成、新規作物導入への技術支援等の体制づくりや、他産業と連携した生産物の高付加価値化、販路の確保等の総合的な支援を強化されたい。

また、遊休農地等を再生し、担い手への農地の集積・集約化を進めるために有効な、農地中間管理機構関連農地整備事業については、事業要望が多く、現地の要望に答えられない状況となっていることから、早期に事業が実施できるよう、必要な予算の確保を国に求められたい。

(2) 遊休農地に関する事務処理軽減への要請について

農林水産省令に基づき、令和3年度から、毎年全ての遊休農地の耕作者等に対し利用意向調査を実施し、国に遊休農地の発生・解消状況に係る詳細な報告等を行っているが、農業委員会事務局のマンパワー不足を踏まえ、調査項目などの見直しなど、負担軽減を国へ要請されたい。

(3) 未相続農地の解消と活用について

相続に伴う未相続農地の増加が懸念されることから、農地の相続人が速やかに相続登記を行うよう全国規模の広報活動を行うとともに、自ら耕作を行わず、農地中間管理機構への貸付意思も表明しない所有者に対して、未相続農地等の活用を促す実効性のある対策を講じるよう国に要請されたい。

(4) 非農地判断への対応

農業委員会は利用状況調査で再生利用が困難と判断した遊休農地について、直ちに非農地判断を行うこととされているが、調査が複雑化し業務量が増加する中で限られた人員での対応となるため、地域の実情や農業委員会の状況を踏まえた現実的な対応が行えるよう、国に働きかけられたい。

3 新規参入者の確保対策

(1) 新規参入者の呼び込み

「地域計画」の実現に向け、新規参入希望者に対する定住・就農に対する情報発信を強化するとともに、オンライン相談の拡充、農業経営継承の事例集の作成・配布等を行われたい。

(2) 資材等の価格の高止まりに対応した就農支援の強化

営農開始に必要な資材・機械等の価格が高止まりしており、就農希望者が営農計画を立てられない状況となっていることから、経営開始のための初度的経費への支援を強化されたい。

(3) 50歳以上の者への就農支援

担い手確保の支援事業については、現在、国の49歳以下を対象とした「新規就農者育成総合対策」の資金が措置されているが、50歳以上の者に対する支援がないことから、地域農業を担う担い手を一人でも多く確保するため、支援の拡充を図られたい。

(4) 多様な担い手の確保に向けた支援の強化

過疎化等により、特に人材が不足している中山間地域における多様な担い手を確保するため、定年退職者の就農や企業等の農業参入支援、就農・参入後のフォローアップなど参入側・受入側双方への総合的な支援を強化されたい。

4 営農型太陽光発電における諸問題への対処

(1) 地域と調和した秩序ある営農型太陽光発電の推進

営農型太陽光発電施設の下部で栽培される作物については、収穫に至らずに作物転換されるなど、適切な営農の継続が確保されない不適切な事案が見受けられる。

このため、本年4月に施行予定の国の「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いガイドライン」に基づき、県内における不適切事案の発生防止を図るとともに、万が一事案が発生した場合には、厳格かつ迅速な対応を行われたい。

また、営農型太陽光発電の推進と景観保全との調和を図るため、本年4月から施行される「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」の的確な運用を図られたい。

5 最適化活動を進める前提となる農業者の経営安定対策及び農業委員会見直しへの対応

(1) 農業資材等の価格高騰対策

飼料・肥料、燃油など様々な農業資材の価格の高騰・高止まり、電気代の値上がり等により、農業経営に深刻な影響が生じている。

このため、現行の支援対策に加え、価格上昇に的確に対応した継続的な農家支援対策を措置するとともに、備蓄や安定的な輸入の確保など、長期的な視点に立った恒久的な農業資材等の価格安定対策を講ずるよう、国に要請されたい。

また、コストの上昇分が的確に農産物価格に転嫁するための環境づくりを行われたい。

さらに、生産性の向上や大幅な省力化につながるスマート農業の導入の加速化を図るとともに、農業機械、資材の価格高騰に対応するため農作業機械等のレンタル制度・共同所有への支援を拡大されたい。

(2) 農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の見直し

多くの農業委員会で、農業委員と農地利用最適化推進委員がほぼ同様の業務を行っている実情を踏まえ、最適化活動をより効果的かつ機動的に推進するため、農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の在り方を見直し、農業委員に一本化するよう、国に働きかけられたい。